

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年2月27日(火)
会議時間 14時00分開会 14時38分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 高橋政悦
副委員長 : 奥秋康子
委 員 : 桜井崇裕、安田 薫、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹、
総務課長 小笠原清隆、総務課長補佐 鈴木聡、行政管理係長 川口二郎
- 6 議 件
(1) 平成30年 第2回町議会定例会の運営について
① 予定議案等(町・議会)の確認
② 一般質問の確認
③ 審議方法及び審議日程の決定
④ 会期の決定

(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

(1) 平成30年 第2回町議会定例会の運営について

委員長：(高橋政悦) 皆さんご苦勞様でございます。ただいまから、議会運営委員会を開会する。本日の議件は、「平成30年第2回町議会定例会の運営について」であるので、よろしく願います。早速議件に入る。

① 予定議案等(町・議会)の確認

委員長：「① 予定議案等(町・議会)の確認」について、執行側より前回の議会運営委員会開催以後の提出議案等の変更、追加、取り止め等の案件があるかどうか確認したい。

副町長：3月定例会の追加議案等について説明する。一般会計補正予算と条例の一部改正の2件を追加させていただきたい。1件目の一般会計補正予算の設定について、既に13号の補正予算を送付済みであるが、14号としての追加である。内容について1点目は昨日の全員協議会で説明をしたが、清水小学校・御影小学校・清水中学校における煙突断熱材改修工事(アスベスト除去工事)の予算の追加。工事の実施に当たっては、学校施設環境改善交付金、これは補助率は3分の1であるが、これを活用して実施をしていく予定であったが、今まで補助内定を受けることができず、新年度に単費で行う予定であった。この度の国の第一次補正で補助の内示を受け、平成29年度補正予算で計上して実施することとなった。事業費は約5,600万円程度の工事になるかと思う。ただ実際の工事については冬季ということもあり、全額繰越明許費の設定をして平成30年度実施となる。補正の2点目については、保健予防費の養育医療給付費の追加である。体重が2,000グラム以下の低体重児、一般的には未熟児養育医療と言われるが、医療機関からの請求漏れがあったということで現計予算に不足が生じることから、20節の扶助費を追加するものである。予算額は91,000円の追加となる。2件目の条例の一部改正の内容については、国民健康保険法の一部改正に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律も改正されることから、条例の改正を行うもの。若干の説明をさせていただく。国民健康保険制度の中に住所地特例というものがある。例えば清水に住んでいた方が帯広の施設に入った場合は前の住所の保険に入るが、今までは後期高齢者の場合は75歳になればその適用を受けなくて帯広の保険になる。今回改正になり、75歳になり後期高齢者になっても国保と同じように前住所地の保険となる。つまり今までの国保と同様の扱いに変更となるもの。以上、2件について追加をさせていただきたくよろしくご配慮をお願いする。

委員長：ただいま、執行側より一般会計の補正と条例の一部改正についての2件の追加の説明があったが、了承することでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：2件追加ということで了承する。

続いて、議会側の提案の変更、追加等について事務局長より説明願う。

佐藤局長：議会関係については前回の議会運営委員会開催からの変更、追加はない。

委員長：予定議案の確認については以上となるが、委員の皆さんから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：定例会の予定議案等の確認については終了する。

② 一般質問の確認

委員長：一般質問の確認に入る。一般質問について6名16項目の通告があった。一般質問事項が記載されている冊子の資料と、1枚ものの資料が皆さんのお手元にある。1枚ものの資料は、北村議員の『会計年度任用職員』について』であるが、この内容についての請願があり、総務産業常任委員会に付託されることとなっている。その請願の内容が一般質問の通告に入っていたということで、議長のほうで受付をしなかったが、その辺の詳細について議長のほうから説明をいただきたい。

加来議長：委員長からあった説明のとおりであるが、『会計年度任用職員』について』の通告の件について、北村議員が紹介議員となっている請願内容と同じということであるので、今まで議会を運営してい

く中で、請願・陳情が出ているものについては一般質問にはなじまないということで、一般質問の受付は議長権限であるので、その受付の段階で、質問の提出者と協議をして取り下げてくださいとお願いしたところである。今回北村議員が、どうしても取り下げるのは承諾できないということであったので、これまで議会を運営していく中でこれは許可できないと北村議員に告げた。ただ、この件については受け付けないと北村議員に告げたが、議会運営委員会で取扱いが好ましいかそうでないかを協議してもらおうということでした。議会運営委員会でこの件について協議をしていただければと思う。

委員長：ただいま議長から説明があったとおり、前回の議会運営委員会で総務産業常任委員会に付託することになっているのにも関わらず、更に北村議員は一般質問でこの内容を質問したいという話である。通常そんなことはあり得ないだろうという気がするが、もっと違う意図があるのかよく分からないが、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたい。

奥秋委員：請願の紹介者になっていた当事者が改めて一般質問をすることは、過去にも受け付けたこともない。議員としての常識というものを少しは理解してもらわなければ、議長が受付できないことを受け入れられなかったということであるが、そういうことはうまくないのではないかなと思う。やはりここまでくる段階で議長の権限でしっかりと抑えていただきたいと思う。ここまで表に出てこなくてもよかったと思う。

安田委員：議長の判断でよいと思う。議長の判断に従うべきだと思う。

委員長：皆さんの意見はそれぞれあると思うが、委員としては、議長判断を支持するか、そうでないかの2つに1つだと思う。今のところ議長判断のとおりでいくべきだという意見であった。

西山委員：議長の判断でよろしいと思う。今回だめであれば次回の一般質問ですればよいことであって今回はなしということではよろしい。

桜井委員：意見書の請願の紹介議員であるということと、その紹介議員がどこまでその請願の内容を理解しているのかということにおいて意味を考えた場合に、この時点で一般質問をすることはまずあり得ないと思う。議長判断でよろしいと思う。

委員長：私もそのとおりだと思うし、そこで議長判断を理解せずに認めないのはあり得ないのかなという気がする。議会運営委員会としても議長判断を支持するというので、このようなタイミングでこのような内容の一般質問をするというのは誤りであるという判断でよろしいか。

(はいの声あり)

委員長：そのように判断する。議長においては北村議員のほうにその旨を連絡願う。

加来議長：本人に伝える。

委員長：今回の定例会から答弁書の提出がされるが、通告を行った全議員が答弁書の提出を希望するとのことである。一般質問の通告内容を確認するために、若干休憩をとる。休憩する。

【休憩 14：15】

【再開 14：18】

委員長：再開する。一般質問の通告内容について、委員の皆さんからご意見あれば受ける。

桜井委員：不祥事の問題が提起されているが、これについては重複するようなことはないのか伺いたい。

加来議長：奥秋議員の一般質問「職員不祥事根絶の取り組みについて」は、基本的には町内で起きたセクハラ問題についての中での質問ということで、原議員の一般質問「職員不祥事防止に向けた抜本的な対策について」は、懲戒処分についてどのように取り組むのかということなので、そこが具体的な内容としては違ってくるということで、理解していただき受け付けている。

委員長：桜井議員の一般質問の「町長が描く将来像」と口田議員の一般質問「町長1年の検証及び今後のあるべき姿と抱負」についての「今後のあるべき姿」は重複しないのか。

加来議長：桜井委員の一般質問「本町の農業について」の「将来像」については、農村地域連合組織についてのことを具体的に聞きたいということ。口田議員の一般質問のほうは、町長が就任して1年が経って、これからまちづくりをどのように考えるかという視点。

委員長：桜井議員の質問は1項目目の「人口減少について」のことを言っていたが。

加来議長：ここら辺はお互いにちょっと抽象的な部分があって、どちらも答弁によって質問を考えていくということである。重複するような答弁であれば、当然先程と同じようにそこには配慮して質問していただくことになる。

委員長：内容については具体性に欠けるところがあり、答弁をつくられる方は大変かなと思うが、この通告内

容のとおり一般質問を認めるということよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：一般質問は6名16項目の通告どおりとする。

チラシの折込みにより町民の皆さまに周知をすることから、一般質問の日程等の割り振りとして3月12日(月)を4名、13日(火)を2名としたいが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定する。

③審議方法及び審議日程の決定

委員長：審議方法及び審議日程の決定について議題とする。配付している「付議予定議件」により、審査月日等を順に確認、決定する。事務局長より説明をお願いする。

佐藤局長：条例関係(6件)について、議案第13号は新設条例ということで、所管の厚生文教常任委員会に初日3月6日に付託。新年度予算に関連する条例として、議案第15号・16号・18号については予算審査特別委員会に新年度予算と一緒に初日3月6日に付託。残りの条例、議案第14号・17号については最終日3月20日の本会議で審議予定。

補正予算(6件)は執行側からの要望どおり初日3月6日の本会議で審議予定。

新年度予算(6件)は、初日3月6日に予算審査特別委員会を設置して、審査を付託。

その他として、行政報告(1件)は初日3月6日の本会議、執行方針(2件)は初日3月6日の本会議、専決処分(2件)は初日3月6日の本会議、工事請負契約の締結(4件)・工事請負契約の議決事項の変更(2件)は、執行側の要望どおり初日3月6日の本会議。過疎地域自立促進市町村計画の変更は、最終日3月20日の本会議。町道の路線廃止と路線認定については、執行側の要望どおり初日3月6日の本会議。公平委員会委員の選任については最終日3月20日の本会議で審議予定。

議会関係について、一般質問はただいま確認いただいたとおり、3月12日(4名)、13日(2名)。

議員提出議案、議会委員会条例の一部を改正する条例は初日3月6日の本会議。請願(1件)は所管の総務産業常任委員会に初日3月6日に付託。所管事務調査について、報告(各常任委員会)は初日3月6日の本会議、申し出は最終日3月20日の本会議。議員派遣は最終日3月20日の本会議。

会期中に提出が予定されるものとして、執行側からは先程説明があったとおり条例の一部改正と一般会計補正予算の提出が予定され3月20日の本会議での審議を予定。議会側については議会委員会条例が可決された場合は広報広聴常任委員の選任を予定。委員会報告としては、新設条例審査報告、予算審査特別委員会審査報告、請願が結審になれば請願審査報告、さらに請願が採択されれば意見書の提出が予定されている。

委員長：事務局長より説明があった。本会議の日程はこのとおりよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：このとおりに決定する。

教育長が職場復帰しているが、手術後喉の調子が戻っておらず、本会議当日の状況はどのようになるかわからないが、教育行政執行方針の際、聞きづらかったり、声が出しづらかったりすることがあるかもしれないので、一部を「記載のとおり」など朗読を省略することができるかとの照会があった。映像として流れているし、議員たちは皆資料を持っているが傍聴者は持っていないということも考え、議会運営委員会としては教育長が聞き取りづらいような言葉しか発せられなければ代理にというようなことにするべきではという気がするが皆さんのご意見を伺いたい。

西山委員：よろしいと思う。課長が代理で行えばいいと思う。

桜井委員：そういう不測の事態に可能なかどうかだろうと思う。可能であればそれでもよろしいと思う。

加来議長：代読については問題ないと思うが、課長よりも別の教育委員の方が出席して代読していただくほうが望ましいと思うが、わざわざそのために来ていただく必要があるかということもある。この中で協議をしてもらって課長で代読してもよいと了承していただければそういう方法も考えてもよいのかなと思う。

委員長：議会としては代読はかまわないと思うが、代読をするとすれば、執行側としては課長職にということになるか、総務課になるか、それとも教育長の次席の教育委員となるか。

加来議長：町長部局と教育委員会は別なので、総務課長にはならないと思うので教育委員会の中でということになる。それと先程委員長から説明のあったとおり、教育長にはじめだけ読んでもらって、あとは代読してもらうことも選択方法の1つである。

委員長：休憩する。

【休憩 14：33】

【再開 14：34】

委員長：再開する。執行方針の内容を省略することは止めて、教育長の当日の状態を鑑みながら、聞こえづらい・伝わりづらいという状況であれば、学校教育課長が代読するというので、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように執行側にお願いをする。

次に、予算審査特別委員会の進め方について確認する。例年の審査方法であるが、担当課から特に説明を要する事項の説明を受け、一般会計歳出・歳入、特別会計の順に進め、一般会計歳出は目毎、一般会計における特別会計への繰出金は特別会計の際に行い、関連条例の審査は、該当する歳出の最初に行っている。質疑は一问一答方式とし、回数の制限は設けず連続して行い、委員会での討論は省略している。また、説明員の発言の際は、挙手をして「委員長」と呼び、該当する審査の最初の発言の際は職名を言うように執行側に依頼している。このように例年どおりの進め方でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように進める。

会期中の全員協議会であるが、請願が採択になれば意見案の協議のために開催することが必要になる。その日程としては3月13日に予定している。このように決定してよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定する。

④会期の決定

委員長：会期の決定について、3月6日(火)から3月20日(火)までの15日間としたいが、そのとおり決定してよろしいか

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定する。

平成30年第2回町議会定例会の運営については終了する。ここで執行側には退席願う。ご苦労さまです。

【休憩 14：37 (執行側退席)】

【再開 14：38】

(2) その他

委員長：再開する。その他について委員の皆さんから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：事務局から何かあるか。

(事務局からはなし)

委員長：本日の議会運営委員会を以上で閉じる。皆様のご協力に感謝する。ありがとうございました。